



【発信日】令和2年3月27日

【問合わせ先】

大野市役所（2階22番窓口）

企画総務部政策局総合政策課 担当：真田、加藤

電話 0779-64-4824 内線 2510

「第六次大野市総合計画基本構想（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	第六次大野市総合計画基本構想（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	第六次大野市総合計画は、大野市の長期的なまちづくりの方向性を示す市政の根幹となる計画で、基本構想と基本計画で構成されます。 基本構想において、大野市の将来像や計画期間、人口や土地利用の見通し、将来像実現のための基本目標を設定するにあたり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	(1) 公表の日 令和2年4月1日（水） (2) 入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とびあ ・和泉支所 ・各公民館 ・図書館 ②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード） ③報道機関への情報提供

6	意見等の受付期間	令和2年4月1日（水）から令和2年4月16日（木）まで
7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所（○ページ○行目） ・意見等 <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>様式は問いませんが、意見記入用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定場所（第5項参照）への書面の提出（記入用紙を備え付けます） ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となることがあります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本計画案を修正した場合における修正の内容
9	問い合わせ先	<p>大野市企画総務部政策局総合政策課（大野市役所2階22番窓口）</p> <p>〒912-8666 大野市天神町1番1号</p> <p>電話 0779-64-4824（内線2511）</p> <p>※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-65-8371</p> <p>Eメール sousei@city.fukui-ono.lg.jp</p>